

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（457）」

2. 日時：平成29年10月25日 16時30分～20時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループマネージャー

（他9名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年9月22日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』及び本日の提出資料を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（炉心損傷防止対策及び停止時燃料損傷防止対策）のうち、「LOCA時注水機能喪失」、「崩壊熱除去機能喪失」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【崩壊熱除去機能喪失（停止時）】

- 補機冷却系の故障による崩壊熱除去機能喪失の対策の有効性について、どの事故シーケンスグループで確認するかを整理して提示すること。
- 評価上想定しているプラント状態を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価